

◆ 論 文

法人論争とは何であったか

— 稲村毅による『株式会社新論』批判への反論① —

キーワード 法人, 法人論争, 法人擬制説, 法人否認説, 法人実在説

中京大学経営学部教授 中 條 秀 治

- I はじめに
- II 法人論争とは何であったか
 - 1 法人理論の対象
 - 2 法人論争とは何であったか
 - 3 稲村の法人論争に対する誤解
- III 稲村論文の「法人の存在論」部分についての反論
 - 1 「株式会社の実在性と法人の実在性との混同」との批判についての反論
 - 2 「法人の意思行為の擬制性の否定」との批判に対しての反論
 - 3 「法的性格と実在性との関係に関する法物神的言説」との批判に対しての反論
 - 4 「純粋な観念論」との批判に対しての反論
- IV おわりに

I はじめに

仏教語に、「兎角亀毛（とかく・きもう）」¹というのがある。兎の角と亀の毛など、この世にあり得ない物事のたとえとして使われる。禅の考案にも「兎の角は丸いか尖っているか」というのがあるらしい。兎に角はないからこの問いかけ自体が間違っている。論理学ではこれを擬似命題というようである。このような擬似命題には近づかないのが一番である。しかしうっかりすると、このような擬似命題に迷い込んでわけが判らなくなる場合もある。

稲村毅はなにを勘違いしたのか、「法人そのもの」の存在証明という「兎の角があるかないか」の存在証明に相当する擬似命題を作り出す。稲村の批判の中心は、わたくしの法人論争は「団体・会社の存在」の証明ではあっても、「法人の存在」の証明になっていないというところにある。「法人の存在」を実在として証明してみろという稲村の発想は、「兎の角があるなら見せてみる」と言っているのと同じである。稲村の私に対する批判は、そもそも間違った擬似命題を自分勝手にひねくり出した上での根拠のない批判である。悲しいかな稲村は法人論争を完全に誤解し、法的概念である「法人」の背後にある「会社なるもの」の存在を問うという法人論争の文脈を完全に踏み外し、「法人そのもの」の存在証明を求めるという「兎角亀毛」の世界に迷い込んでいるのである。

「稲村毅の中條批判論文」なるものがあると聞かされたのが約一月前の経営哲学学会の九州産業大学での全国大会である。「コーポレート・ガバナンス論における企業観の位相」という統一論題ワークショップの同席パネラーの一人である勝部伸夫氏が私に対する批判論文があると教えて下さった。その論文の存在をしらなかつた私は、その場でそのコピーをお願いし、その夜、一気に読んで反論の要点をまとめた。それ

は稲村による批判論文の下巻部分であり、「法人としての株式会社」というタイトルの下でのわたくしへの批判論文であった。大会終了後に稲村論文の上巻部分を手に入れ読んでみたが、この部分は団体と組織の概念構成についての批判が中心であり、前著『組織の概念』（中條，1999）への全面的な批判であった。

何回かに分けてできる限り詳細に、稲村論文の批判には応えてゆこうと考えているが、本稿では、まずは、稲村論文の下巻の前半部分の「法人の概念」と「法人の存在論」を取り上げ、稲村のわたくしに対する批判が正鵠を得たものであるかどうか検討しようと思う。それは、わたくしが手にした稲村論文の順序にかなっているばかりでなく、この部分は稲村による批判論文の論旨の核心部分となっているため稲村批判の適否を的確に判断できる部分であるからである。またこの部分は、なによりも法人論争という長い論争の歴史を持つ分野であり、論争を正しく理解しているかどうか白黒がはっきりしやすい領域でもあるからである。

II 法人論争とは何であったか

法人とは、文字通りに「法律が作った人」であり、「自然人以外のもので法律上の権利義務の主体」とされているものである。法人の議論は国家や株式会社などの団体を論じる場合に、問題となる概念である。法人論争は法人となるものが単一の法的主体として、権利義務の主体となる際の理論的根拠を問題とする学説である。株式会社の団体性を論じる場合には、法人格を与えるその根拠について、「会社なるもの」が人格主体として扱われる存在であるかどうか問題となる。

会社の法人格を否認する議論を考えてみれば、このことはわかりやすい。「法人格否認の法理」を適用した判決文の1節に、「およそ法人格の付与は社会的に存在する団体についてその価値を評価してなされる立法政策によるものであって、これを権利主体として表現せしめるに値すると認めるときに、法的技術に基づいて行われ

るものなのである。従って、法人格が全くの形骸に過ぎない場合、またはそれが法律の適用を回避するために乱用されるがごとき場合」（倉沢ほか，p. 8）には、法人格を認めることはできないとある。要するに、「社会的な主体として評価できるような団体が存在しない場合には、立法政策的に、法人格の付与を認めず、または一度あたえた法人格を剥奪するということも考えられる」（倉沢ほか，p. 10）というわけである。

1 法人理論の対象

そもそも法人論争とは、どのような対象を論ずる論争なのであろうか。

福地俊夫（1998）はいう。「法人理論の対象が何かという問題は、一見まったく自明のものようであるが、実はきわめて困難な問題である。どのような対象をどのような方法で把握するかということに関する争いが、むしろ法人理論の争いそのものであり、この問題こそ法人理論の核心をなすものであるといってもよいであろう」（p. 193）。

福地によれば、この対象論の見地から法人理論を概観するとき、三つの立場が区別できるといふ。その一は、法人擬制説であり、その二は、法人否認説および法人実在説であり、その三は、折衷説であるという。

第一の擬制説は「法律上の概念としての法人を法律上——規範意味の世界——においてのみ問題にしようとする考え方で、法人を法律の擬制による観念的存在（ideale Existenz）であると説いたサヴィニーにはじまり、極端には純粋法学派の見地にその例をみることができる」（p. 193）という。つまり、法律上の概念としてのみで「法人」を考えようというのであり、まさに「法技術」として、すなわち「法人概念は権利義務の帰属点を表すための『記号的技術』にはかならない」（川島，1982c, p. 45）として法人を捉えればそれでいいという立場である。

第二の立場は、「法人の社会的実体を探求する考え方であり、イェーリングが法人の権利の真の主体を受益者（Destinatär od. Geniesser）

であるとしたのもその一種であり、ギールケが団体人格の実体を『精神的・倫理的な有機体』(geistig-sittlicher Organismus) であると説いたのもこの一例である」(福地, p. 193) と指摘される。前者のイエーリングは法人否認説と言われる立場であり、後者のギールケは法人実在説といわれる立場である。これらは主張としては正反対であるが、その問題意識は共通である。つまり、両者はともに法人の本体、すなわち「法人の社会的実体」が何かを見出さんとするのである。

第三の立場として福地が挙げているのは、第一と第二の立場を折衷した立場であり、「法人は法的な組織体であるとして、一面ではできるだけ法律学—— 解釈法学 —— の固有限界内に止まろうとするが、他面ではこの制度の社会的機能を考え、『時代精神』というようなものに依存してそれを批判し、概念法学におちいることを避けようとする試みである」(福地, p.193) という。ここには、「法的組織体説とか社会的機能説など、現今の通説となっている諸説」が属するという。

法人論争が法人擬制説・法人否認説・法人実在説を巡っての論争であったことを思い出せば、第一の立場と第二の立場でそれぞれ「どのような対象」を問題としたかというその問題意識を突き詰めることが本稿の目的からすれば重要となる。ここで擬制説の立場から法人を問題とすれば、法人という存在は「法的な技術」あるいは「記号的技術」という以上のもではないということになる。サヴィニー自身は法人を「『財産能力について人為的に認められた主体』であり、『観念的な存在』とするが、その『実体』ないし『本質』は、その観念的存在が奉仕すべき『目的』」(福地, p. 209) として法人の「実体」や「本質」についても考えを巡らせたようなのだが、それは「私法の限界外にあって、理論的分析の対象とならない」(福地, p.209) と考えたがゆえに、結局はそれ以上追究されることはなかったという。

これに対して、法人の背後にある「社会的実体」がそもそも何であるか、あるいは法人格を

与えられる対象そのものがどのような存在なのかを探求しようとするれば、その議論はすでに第二の立場、すなわち法人否認説か法人実在説の立場に足を踏み入れていることになるのである。

2 法人論争とは何であったか

さらに論点をはっきりさせるために、エールリッヒの整理を参考にすることにしよう。エールリッヒは法人論争を四つの説として分類している(福地, pp. 286-287)。

第一はサヴィニーの擬制説である。「法人は真の人ではなく、法律が擬制し、そして擬制人として法律上あたかも自然人と同様に扱われるもの」と説明されている。そして、この理論の弱点として「法的擬制なるものは、何ら事実の解明ではなく、法命題のための表現にすぎない」と指摘する。すなわち、「ある事実は、ある法的規定の結果、あたかも他の事実のように扱われる」に過ぎないというのである。

第二は、プリンツの目的財産説である。これは「擬制の背後に匿されている事実が何かを探求したもの」という意味で、法人の本体は何かと問うものである。結論は、「財産が存在すべき目的があり、目的によって結合された財産が存在する」とし、「もともと法人において存在するものは主体なき財産である」として法人の本体を「財産」に求める考え方である。

第三は、イエーリングの受益者主体説である。法人の「真の主体」は、「法人に帰属する財産が利益を与えられるところの者であり、その財産の存在によって利益を受ける者である」と考える立場である。

第四は、ギールケの有機体説である。ギールケは「『ドイツ団体法』および『団体理論』によって代表されるゲルマニスト理論である」と紹介されている。この理論は、「法人の権利主体は、人間であるが、個々の人間ではなく、人間団体すなわち社会法上の有機体がそれである」と考える立場である。

このような分類をわたしなりに整理すると以下ようになる。

まず法人擬制説であるが、これは法人格の与えられる根拠となる「会社なるもの」の存在論争には直接的に関与しない態度である。擬制説は法律上の便法、あるいは法技術として法人を認めるという観点が強く、法人格を与える根拠を議論することを意味あることと考えていない。別の言い方をすれば、そのような議論をつくさなくとも、法技術として運用すればいいのだと考えている。そもそも、「会社なるもの」の存在などという形而上学的な臭いを好まず、本質論を避けているのである。もちろん、それでも擬制説は本当のところどちらなのかと強いて問いつめれば、否認説の立場に近づくことになる。なぜなら、「会社」という名で呼ばれる現象の本質として「会社そのもの」ではない「何か別のもの」を会社と「見なす」という立場であるからである。

法人否認説は本質論をとことん突き詰める。法人の背後にいかなる存在があるかを問題とする。法人の背後にある存在として、法人否認説は、「会社なるもの」ではなく、「別のなにものか」を見るのである。その結果として法人格を与えられて法人となった「会社」の実体は「法人の財産（目的財産説）」であるとか、「法人の財産を管理する者（管理者主体説）」であるとか、「法人の財産によって利益を受ける者（受益者主体説）」であるとか言われるのである。この場合、「会社」の実体は、「財産」であったり、「経営者」であったり、「株主」であったりするものであり、「会社なるもの」は存在しないのである。

ここで、稲村も引用している法学者の川島武宜（1982）の発言を引用しておこう。これは、法学者の間にも、法人否認説に対する誤解があるという学会報告の一節であるが、論じられているレベルが法人の社会的実体が何であるかという問題意識に行き着くことを確認することができる。

「ところで、『法人否認説』ということばは大へん誤解を招きまして、……法人否認説は、あたかも法人の社会的実体が全く存在しないと言っているかのように聞こえてまして、『法人否認説

の誤れるは言うまでもなし』というような議論にまで発展したわけでありますが、ここで『法人否認説』と言っておりますのをそういうふうにお取り下さると困るのであります。いわゆる、法人否認説は、有機体論の言う意味での社会的存在を問題としない。そうして、法人というものは、それを必要とする社会的なファンクションの構成要素として、企業財団とその主体であるとか、目的財団とか、あるいはそれから利益を受ける受益者 Benefiziar とか、いろいろな人間や、財産を考えているわけです。けれども、それらのものを法人の『実体』と考える論理をとらないのであります。」(p. 62)

法人実在説は法人として認められる対象として「団体そのもの」の存在を問題とする。つまり、主体性をもった存在があるかどうかの問題となり、法人実在説の場合には、団体意思の存在を認め、個人行動とは区別される団体行動があるという発想をするのである。要するに、法人格を与えられる対象の本質が主体性をもった「団体そのもの」として存在し、団体としての事業目的や事業意志といったものを備え、法的な権利義務の主体として活動していると発想する場合には、これは法人実在説の立場である。法人格否認の法理は法人実在説と近接する。すなわち法人実在説に立つからこそ、団体性が見られないような会社に対しては、法人格否認の法理という論理が成立すると考えられるのである。要するに、法人の実体が団体ではなく個人ということであるなら、法人格を取り消す法的措置が必要だという考え方である。それゆえ、法曹界においてこの団体性の有無に基づいて、法人格否認の法理を適用する傾向が見られると言うことは、法人実在説による株式会社の解釈が拡大していることの証拠とみることができるのである。

法人実在説は有機体説、法的組織体説、「会社それ自体」説などとして展開されたが、それらの本体を説得的に説明することには必ずしも成功してこなかったようである。また、法人否認説は、「会社そのもの」という存在を否定し、「会社」という名前と呼ばれているものの「本

体」は何かというところに行き着く。そして、論者により、それは「資本」であるとか、「株主」であるとか、「経営者」であるとか主張されたのである。それらはいずれにしろ、「会社なるもの」が「実体」としては存在しないということを主張するがゆえに、法人否認説と呼ばれるのである。この両者は、法人擬制説が「会社なるもの」があってもなくても、法的に「ある」と「見なす」という立場とは議論の深みが異なる。この両説は、「会社なるもの」の存在はあるのかないのか、あるとするどどのようなものとしてあるのかを突き詰めようとするのである。

3 稲村の法人論争に対する誤解

ここで稲村の主張（2007b）を詳しく見てみよう。

稲村はいう。

「自然人でないものを自然人であるかのように自然人になぞらえ、擬制する。これが法人概念の紛うことなき本質である。擬制はあるものに擬制された概念を生み出すけれども、そのものとして何か新たな実体を生み出すわけではない。会社という既存の実体を擬制された新たな概念たる法人という名で擬人化するだけである」（p. 48）。

それゆえ以下のような結論が稲村により主張される。「従って、法人という人はあたかも実在する人であるかのように法的に取り扱われるけれども、実際には実在しない人であることは明らかである。実在しない人に意思も権利能力もありえないことはいうまでもない。それはただ擬制的にあるものと見なされて、法的に一つの人格を形成しているものとして取り扱われ処理されるだけである」（p. 48）。

「会社を自然人と同じような活動主体と見なすことにしよう」と法的に取り決めたのである」（p. 48）。

ここまでは稲村の主張は法人擬制説の立場からの発言としてはごくまっとうな主張である。

さらに見ていくと、稲村は、法人について「会社という既存の実体」を「法人という名で

擬人化」したものであるという理解を示す。つまり、稲村の理解によると、会社は「既存の実体」であり、法人はそれを擬人化して表現されるものでしかないから、法人は「実在しない人」とであると主張していることになる。要するに、稲村は、「会社は実在である」が、「法人は実在しない」と主張しているのである。ここで注意すべきは、稲村がこのあたりで「会社」という存在と「法人」という存在を切り離して論じているということである。

「会社という既存の実体」という表現で稲村はなにを考えているのだろうか。「会社そのもの」という表現があることから法人実在説かと思いきや、先を読むと、そこで出てくる表現は「資本結合」、「社会的関係」という法人否認論の主張する議論となっている。稲村の内部では「会社そのもの」は「資本結合」や「社会的関係」などでイメージされている。しかし、「会社そのもの」とか「資本結合」とか「社会的関係」とかの表現は擬制説の立場を越えて、法人実在説や法人否認説の表現なのであるが、稲村本人はそのことにまったく気づいていない。

「会社という既存の実体」として稲村が確信をもって「ある」というものが、「何であるのか」、「どのようにあるか」、そのことこそが法人論争ではなかったのか。しかるに、稲村は法人とされる「会社なるもの」の「社会的実体」をどのように考えるかが法人論争であるということに思い至らず、法的概念である「法人そのもの」が実在するかしないかを問題とすることが法人論争であると勘違いしている。それは、法人実在説とか法人擬制説とか法人否認説とかという用語に引きずられ、言葉どおりに「法人そのもの」の存在を問題にするのが法人論争だと稲村は誤解したのだろうか。しかし、法人論争は法人の背後にある「社会的実体」が何かを問う論争であり、法的な概念でしかない「法人そのもの」の存在証明など求める論争ではもともとないのである。これは法人論争の歴史を踏まえて自分の頭で考えれば陥ることのないはずの誤謬である。

Ⅲ 稲村論文の「法人の存在論」部分 についての反論

稲村は以下のようにわたくしを批判する。「一方で擬制説の『擬制』という主張の正しさを明確に認めておきながら、他方で『私の立場は法人実在説である』と明言する。果たして、擬制説と実在説をこのように都合よく渡り歩くような言説は論理的に成り立つものなのだろうか」(p. 49)

法人は法律により生まれる存在である。人でない何かを人と同じような法律上の権利義務の主体として扱おうというのだから、法的な擬制がここにあると考えるのは当然のことである。擬制という言葉を使うからと言って、法人擬制説という立場になるわけではない。

現に、「擬制」と言う言葉を使いながら、法人実在説的な立場で法人を説明している法人法入門書がある。そこには次のように書かれている。

「法人とはなにか。団体が、構成員個人を離れて、独立の主体として、団体財産を所有し、団体意思に基づいて、団体の名で独立の活動を行っている以上、それを擬制する法技術が必要である。その法技術が法人である」(森泉, p. 32)。

わたくしがここで「法人が擬制であるというのは議論の余地のない事実である」(中條, 2005, p. 50) という表現を使っていることをもって、稲村はわたくしが法人擬制説の立場を認めたと短絡的に判断している。わたくしがここで「擬制」という表現を使ったのは、すぐ次の文章にあるように、「人間が観念的に作り出したものであり、それは実体ではないという意味で擬制という考え方は正しい」(p. 50) と表現したのである。「擬制」には「実際の性質が異なったものを同一のものとみなし、同一の法律上の効果を与える」(広辞苑) という法的意味があり、自然人でない「会社」を「人」と「見なす」という意味でその主張は正しいと言ったのであ

る。わたくしの論旨は法人擬制説・法人否認説の立場を批判し、「会社なるもの」があるという法人実在説の立場であることは文章を素直に読めば理解できるはずである。

法人の存在論争に関して、稲村は四つの論点を挙げてわたくしの主張を批判しているので、その論点にそってそれぞれの指摘を吟味してゆくことにしよう。

1 「株式会社の実在性と法人の実在性と混同」との批判に対する反論

稲村は、以下のように結論づけてわたくしを批判する。

「ここで注目すべきは、『擬制として会社の実在を法的に認める』とか『株式会社をあたかも存在するかのように』取り扱うのが擬制説だという解釈の仕方である。法人という『人』が存在するかどうかの問題が、会社が存在するかどうかの問題にすり替えられている。擬制説は決して会社そのものの存在を否定したり、会社そのものが何かの擬制であると考えたりする主張ではない。会社は資本結合によってより大きな利潤追求を目指す社会的関係として実在していることは何の疑問もない。」(pp. 49-50)

稲村はどうしたわけか、「会社そのもの」の実在性を当然視し、「法人という『人』が存在するかどうか」という不思議なレベルで法人論争を解釈するという致命的な誤りを犯している。稲村はどうやら「法人の存在」と「会社の存在」という二つの存在問題があると考えており、わたくしが「法人の存在」を「会社の存在」とすり替えているというのである。

このような発言は、法人論争の本質的な問題意識をまったく誤解した発言であることに注意する必要がある。法人論争は、稲村が誤解しているような、「法人という『人』があるかどうかの問題」(p. 49) なのではない。法人とされるものの背後にあるところのもの、つまり法人格を与えられた対象について、それがどのような存在なのかということに関する論争である。要するに、法的な権利義務の主体となった「会

社」の「社会的実体」が何であるか、「会社なるもの」が本当にあるのかどうかの論争である。稲村が主張するような、「法人という『人』が存在するかどうか」などの議論は、まさに「兎の角」や「亀の毛」の存在を議論するようなもので、そもそも意味のない擬似命題である。

法人の存在論争は、言葉のみから判断すれば、「法人」の存在を問題にしているようにも誤解される可能性がある。しかし、法人は法的な構成概念でしかないことは議論の余地のない事実である。問題はそのような法的な構成概念が成立する根拠なのである。法人格を認められる対象は「実在なのか」、あるいは「単なる名前なのか」。実在であるとすれば、それは「実体を持つのか持たぬのか」。また、「単なる名前」でしかないというなら、その名前と呼ばれるものの「実体」は何なのか。法人論争とはこのような問題意識を背景とした法人格が付与される対象となるものの本質を問う議論なのである。

稲村の擬制説の理解にも誤解があるようである。稲村は、「擬制説は決して会社そのものの存在を否定したり、会社そのものが何かの擬制であると考えたりする主張ではない」（稲村，2007b, pp. 49-50）とまったく見当はずれの理解を示す。このような主張は、擬制説をまったく理解していないことを公言しているとしかいえない。稲村は法人論争の意味自体を自分の都合の良いように解釈して、自己の立場すらも見失っている。

ここで今一度、法人論争とは何であり、何を問題として議論されてきたのかを整理しておこう。

法人の議論は法人格がある対象に与えられるところから始まる。法人は法律的な権利義務の主体として扱われるものであるため、法人の背後に一つ的人格として扱われるにたる単一の存在があるのかどうか問題視されてきたのである。つまり、法人論争は法人格を与えられるような権利義務の主体となりうるようなものが存在するのかどうかの論争なのである。株式会社の議論でこのことを説明すれば、「会社なるもの」が単一の主体性ないし団体性をもって存在

するとするのが法人実在説の立場であり、そのような単一主体としての「会社なるもの」は存在しないというのが法人否認説である。この法人否認説は会社という名で呼ばれるものの本体は「資本」であるとか、会社を動かしている「経営者」であるとか、「株主」であるとかという議論をする。さて法人擬制説であるが、これは、「会社なるもの」の存在について、実在説や否認説のような形而上学的な議論をしてもあまり意味がないから、現実問題として「会社」をあると見なして、それに対して法技術の一つの便法として法人格を与えればいいではないかという立場である。

しかるに稲村は、「擬制説は決して会社そのものを否定したり、会社そのものが何かの擬制であると考えたりする主張ではない」（2007b, pp. 49-50）という。「会社そのもの」を否定せず、「ある」と考えるなら、法人実在説ではないか。では、稲村が「会社そのもの」があるとしながら、「会社そのもの」の実在性を何に求めているかといえば、「資本結合」であり「利潤追求を目指す社会的関係」であるという。要するに、稲村の発想では、「会社そのもの」は「資本結合」であり「社会的関係」として理解されているのであり、これは法人擬制説の立場を踏み越えて法人の「社会的実体」を問うという法人否認説の立場となっている。しかしこの場合、法人否認説では「会社そのもの」は「ない」と考えるのである。稲村は、要するに、「会社そのもの」という存在を正しくイメージできていないのである。だからこそ、稲村は、「会社」を「資本結合」や「社会的関係」で「擬制」し、「会社そのもの」という存在を否定する立場に立ちながら、「擬制説は決して会社そのものの存在を否定したり、会社そのものが何かの擬制であると考えたりする主張ではない」（pp. 49-50）などと発言して平気なのである。

稲村の真意は、「会社」という存在を「資本」や「人間」に重ね合わせるという意味で、法人否認説の立場であると思われるが、法人論争の文脈で稲村の発言のみを捉えれば、かなり矛盾した発言となっていることは以上見てきた通り

である。つまり、稲村の擬制説の理解とは異なり、通常の擬制説は「会社そのもの」の存在を問題とせず、法的に「会社」をあるとして、それを「法人」として扱いましょうという立場である。そこでは、「会社なるもの」の「本質」や「本体」がなんであるかは問われないのである。とにかく、法技術としてそのように「見なす」（法律用語では擬制する）というだけのことである。では本当のところどうなのかと問い続けるのが、法人実在説や法人否認説である。

稲村の批判は、わたくしの議論が「会社の実在性」の議論ではあれ、「法人の実在性」の議論ではないというところにある。しかし、なんども繰り返すように、これは稲村が法人論争を誤解した上で自らが捏造した「兎角亀毛」の擬似論争である。字句そのままの意味で、「法人という『人』があるかどうかの問題」（p.49）など、法人論争においていまだかつて誰も問うたことはないのである。では何を問題としたかといえば、先ほどからなんども繰り返しているように、法人として扱われるその対象、つまり法人の「社会的実体」として「会社なるもの」が存在するかどうか、存在する場合にはどのようなものとして存在するか、また存在しない場合には会社という名前と呼ばれるものの「実体」は何かという問いかけだったのである。

法人論争は法人の背後にある本質を問題とする論争であった。法的概念である「法人そのもの」の実在性などは初めから問題となり得ないのである。法人はあくまで法の技術的な側面であると理解されている。それゆえ、そこでは法人格を与えうるべき存在がそもそもどのような存在としてあるかが問題であり、法人格を与えるにたる団体性が法人の背後にあるかどうか常に問われているのである。

稲村は、わたくしへの批判を締めくくる言葉として「これは決して単純な混同ではなく、極めて根本的な誤謬であることに注意が肝要である」（p. 50）と結んでいる。この言葉はそのまま稲村に対して投げ返されることになる。

2 「法人の意思行為の擬制性の否定」との批判に対しての反論

「団体では人間に代わって団体自身が意思行為をするようになるということを、擬制ではなく事実として示す論証がどこにもないのである」（p. 50）と稲村はいう。そして、次のように言う。「人間が動かす以外に組織が動かないことは自明の理である。この組織を団体と呼ぼうと法人と呼ぼうと、実体としての社会的関係には何の関係もないことである」（p. 50）。

確かに、稲村の言うように、団体自身の行為といっても実際にそれをやるのは自然人であるしかない。このことをもって稲村は、団体などは存在せず、団体の意思行為は人間のわざであるのだから、それをどう呼ぼうと「実体としての社会的関係には何の関係もない」と主張しているであろう。

稲村は「代理行為」と「代表行為」の理論的な違いを認識できていないのではなかろうか。団体論における団体行為とは代表権をもつ者の行為かその指揮によってなされる行為である。自然人が行う行為としては一見同じように見えるが、本質的に「代理行為」と「代表行為」はまったく異質な論理の上に組み立てられている。代理行為はその代理人の行為が本人に帰属する制度をいうが、代表行為は団体の代表権を持つものの行為であり、それは団体機関の行為として団体行為となる。

会社法の入門テキスト（岸田，2006）に、法人擬制説・法人否認説の立場に立つ場合と、法人実在説に立つ場合との論理の組立ての違いを述べた文章がある。「法人は法律によって自然人に擬せられたと解する法人擬制説、団体を構成する個人あるいは財産のほかに法人の本体をなすものはないと解する法人否認説によれば、法人は権利・義務の帰属点として権利能力を有するのみであり、固有の意思を持たず、独自の行動をなし得ないから、常に法人とは別の人格である代理人の行為を通してのみ、その法律効果を受するにすぎないことになる。つまり法人は単に法律が考えたフィクションにすぎない

のだから、実際に活動するのは代理人という生きた人間によるしかないわけだ」(p. 226)との解説がある。稲村はまさにこの立場に立つ。そして、この立場に立つ場合には、「したがって代理人の機関としての活動範囲は、意思表示を伴う法律行為に限られ、代理人の不法行為や事実行為の法律効果を法人に帰属させることはあり得ないことになる」(岸田, p. 226)。

要するに、法人擬制説や法人否認説の立場に立つと、「法人は、それ自身の意思とか行為とかを持たない『無能力者』」(福地, P.82)という扱いになり、「法人においては、それ自身の犯罪ということはもちろん、それ自身の不法行為というものもありえないという結論となる」(福地, p. 82)のである。つまりは、法人の背後には人がいて、悪いことをできるのは人だけだから、会社の不法行為は論理として成立せず、それをやった人間(代理人)を処罰しなければならないという話になる。

しかし法人実在説に立てば、異なる論理による説明となる。「これに対して、一個の社会的実在であると解する法人実在説では、法人は単に権利能力を有するだけでなく、固有の意思を有し、独自の行動をなしうると考える。法人の業務を執行する自然人は法人の外部に存在する代理人ではなく、法人そのものを構成する代表機関である。代表機関の行為は法人の行為であり、法人は自らの行為によって権利を取得し義務を負うとする。したがって法人の代表行為は法律行為はもちろん、事実行為も行うことができ、代表者の不法行為は法人がなした不法行為となる」(岸田, p. 226)と解説されている。

法人実在説の立場からいえば、代表行為は代表権に基づく行為であり、代表者の行為は団体機関の活動として団体の行為そのものなのである。つまり、同じような自然人の行為があるからといって、その意味するところは同じではない。それゆえ、別の論者により次のようにも、解説されるのである。

「従って法人実在説の立場からいえば、会社

はみずから法律行為をなす能力があることになる。すなわち、代表機関が会社のために意思表示をなしたまたは受ければ、それは会社自身の意思表示または会社に対する意思表示となり、それによって、会社がその意思表示を組成分子として成立する法律行為の当事者となると理解する」(高島, p. 366)。

自然人が行為するしかないのだから、団体行為などないというのは、そこに成立している社会的関係の質的違いを無視していることになり、代表権の意義に対する無理解である。代表権を持つ者の行為は、団体行為として理解されねばならない。代表権者の指揮の下でおこなわれる活動は、団体機関のおこなう機関活動である。それは自然人により担われるけれども、団体運営のための機能である限りで、それは決して単なる個人の行為には還元されないものなのである。

団体の機関活動を具体的に担う人間の行為は、団体機関を動かすために構造化された機能単位としての活動である。別の言い方をすれば職務上の役割として遂行されることになる。このような機能的な行為とそのような行為を構造化している社会的関係は、わたくしの用語法では「組織」として理解されるものである。それらは、自然人の行為でありながら、その本質的な性格は機能単位としての活動であり、団体運営の仕組みとして制度設計された団体機関としての活動であるがゆえに、そのような組織的行為の存在は団体の社会的実在性の証明へとつながるのである。

岸田雅雄(2006)は、「通説は法人実在説をとる」といい、「代表について一般原則を定めた明文の規定はないため、代理に関する民法・商法の規定は原則として、法人の代表行為についても適用があるものとしている」(p. 227)と述べる。そして、「代理と代表を特に区別する実益はあまりない」としながらも、「ただ不法行為や事実行為については、両者を区別した方が説明に便利というだけである」(p. 227)

とまとめている。しかし、「実益」はどうあれ、法理としての整合性を考える立場からすれば、代理権と代表権は天と地ほどの差のある説明論理なのである。

法人論争においては、「代理」か「代表」か、あるいは「個人」という資格における行為か、「機関」としての行為かの違いが重要である。稲村のように「人間が動かす以外に組織が動かないことは自明の理である。この組織を団体と呼ぼうと法人と呼ぼうと、実体としての社会的関係には何の関係もない」(p. 50) などという発言は、たとえ表面上同じように見える行為であっても、その社会的行為の意味づけに違いがあり、それゆえそこに成立する社会的関係もまったく異なるものとなるという事実をあえて見ようとしない者の発言としかいえない。法人擬制説・法人否認説の立場に立つのと法人実在説の立場では論理の立て方が異なり、行為の意味づけが天と地ほど違ってくるということぐらいは当然知っておくべきことであろうと思われるのである。

3 「法的性格と実在性との関係に関する法物神的言説」との批判に対する反論

「法人格を与えられていようがいまいが団体は団体として成立しているという、取り立てて主張したり理解を求めたりするまでもないほど当然のことを自ら強調しておきながら、なおかつ団体は法人になって初めて実在になるというような言説がでてくるのはなぜなのか」(p. 51) と稲村は訝る。

稲村はわたくしの議論の文脈を無視している。これらの表現は、異なる文脈で使用されたものである。一つは、「人格なき社団」の説明であり、他は株式会社の説明である。

団体の成立を考える場合、すでに活動実体のある「人格なき社団」のようなものと、株式会社のような法的に設立を認められてから初めて動き出すものを分けて考えなければならないのは当然の話である。P.T.A や町内会や学会のような「人格なき社団」に対して法人格を与え

られるかどうかの議論として、「法人格をもたない段階ですでに、団体が成立している」(中條, 2005, p. 48) とわたくしは表現したのであり、株式会社の団体成立においては、「法人格をえて、法的枠組みのなかでさまざまな関係性の網の目を構築することで『社会的実在』となりうる」(中條, pp. 58-59) と主張したのである。

これは、株式会社の設立が法人格の取得とともに「社会的実在」となることに対応した説明なのである。株式会社は法人格をとる以前には形式的にも実質的にも存在しているとはいえない。確かに、個人企業が「法人成り」するような場合があれば、実体が先にあり、それが法人格を得たという言い方ができる。しかし、個人企業には団体性はないし、「法人成り」するためには、企業形態の変更がなければならない。企業形態の変更手続きは、すでにあった団体性を追認するという議論ではなく、団体としての機関運営に変更するから法人格を認めろという議論なのである。いずれにしろ、株式会社の成立の論理を考えれば、発起人が定款を作成し、法人格を得る手続きを完了してのちに、団体としての株式会社の誕生がある。法人格をもった株式会社の法的誕生の後で、株式会社としての活動が始まるのである。それゆえ、法的に会社の設立が認められる以前には「株式会社」としてのいかなる「社会的実在」もそこには存在していないといえる。要するに、わたくしは、法人格とともに株式会社が誕生するという事実と言及したままで、稲村の批判は文脈を無視したものとしかいいようがない。

稲村は次のようにもいう。「中條は会社の社団性を巡る議論、とりわけ合名会社は社団か組合かの問題、に異常に大きな関心を寄せている。法律分野では重要な問題の一つであろうが、経営学や経済学の分野では興味深い問題を含んでいるとはいえ、企業形態上の根本問題に位置するほどのものではない。ここにも、会社に対する法物神的思考の作用が垣間見えている」(p. 53)。

法人格が与えられるためには、会社が人格主体として扱ってもよい存在であるかどうかの問題となる。それゆえ、法人格の議論は法人格を与える対象の性格をどのように捉えるかの議論でもあり、この意味から合名会社の法人性については議論が戦わされてきたのである。

稲村は言う。「会社を自然人と同じような活動主体と見なすことにしようとする法的な取り決めなのである。法的な取り決めであるから、どのような会社を法人とするか、あるいはどのような組織を法人とするかは国や時代によって様ではない。日本では全ての会社は法人であるが、ドイツでは合名会社、アメリカでは合名会社や合資会社は法人ではない」(p. 48)。

稲村は、法人の議論を「取り決め」であると表現する。しかし、合名会社に対する法人性の取り扱いが国により異なることを単なる「取り決め」のレベルでしか捉えていないということが問題なのである。それは単なる「取り決め」ではなく、法人格を与える根拠についての本質的な議論を経た上での一つの立場の選択なのである。つまり、合名会社が法人としての実体を理論的に持ちうるかどうかという激しい議論が戦わされてきたのである。厳密に法人性を厳密に考える国々は合名会社に法人格を認めないのである。また、法的便法の面を重視して理論的整合性を犠牲にする日本の商法のような例もあるのである。しかるに、稲村はこのような議論がなにもゆえにあるのかということには完全に無頓着であり、なんの関心も寄せていない。稲村は、この法人性の根拠に関する議論の重要性をまったく理解できない。合名会社が社団か組合かの議論が重要なのは、法人格を認める根拠としての団体性があるのかないのかの本質的な議論だからである。

合名会社が組合か社団かはなぜそれほどの論争を会社法の分野で起こしてきたのか。この問題が合名会社を法人として認めるか認めないかの根拠にかかわる問題だからである。つまり、合名会社の本質が組合とされた場合、組合は個人の契約関係でしかないから、ここには「会社なるもの」はなく個人の集合であるからこれに

は法人格は認められないということになる。また、合名会社は社団であるということになると、個人を超えた一つの全体性がここには存在することになり、その場合にはその全体性を「会社そのもの」として捉え、そのような性格を有する存在に対しては法人格を認めるべきだという話となるのである。しかし、合名会社の社団性は株式会社の団体性とは違うのであり、これはまさに法人の背後にある「会社なるもの」の本質についての論争なのである。

この論争がむつかしいために、その解釈をめぐってある国では法人格を合名会社には認めず、ある国では法人格を認めるのである。稲村は法人論争を真剣に考えたことがないのであろう。それゆえにこそ、法人格を与える根拠に関する議論の深みが理解できないのである。このことは、合名会社が組合か社団かという議論が法人論争の具体的展開であるということが理解できていないことに如実に現れている。

わたくしは、合名会社の本質を組合か社団かという議論を通して深め、次にその合名会社を株式会社と比較することで、合名会社の社団性とは異なる株式会社の団体性に考えが至ったのである。稲村のように、合名会社の性格をめぐる議論の意義がわからないのであれば、株式会社の性格についての議論が深められないのは当然の帰結というしかない。

4 「純粋な観念論」との批判に対する反論

「観念は実在するか」という私の表現の言葉尻を捉え、稲村は「観念が実在しなければ、哲学も科学もありえないし文化もないであろう」(p. 54)という。「観念は実在するか」との表現は、稲村が難癖をつけるような、「観念そのもの」があるかないかの次元ではなく、「観念で思い描く世界」が実在するかしないかの議論であることは、観念の存在論争に参加するものの常識であり、当然の了解事項なはずなのである。歴史的に議論されてきた観念についての存在問題とは観念化された対象が実在するかどうかの問題であるということは常識であり、稲村のような揚げ足取り的な批判がどうし

てなされるのか疑問におもう。このことは哲学書を少しひもとけばすぐわかることである。

観念の存在論争は哲学の教科書などでも常識的なものであり、「観念は実在するか?」(ウィルソン, 訳 p. 273) という表題が普通に出てくる。しかも、ここで意味されるのは、当然のこと、「観念で思い描かれる世界」があるかどうかであり、稲村がいうような「観念そのもの」があるかないかというような次元の話ではない。観念として思い描かれている対象ないしその観念世界が「実在」であるかどうかの議論である。たとえばソクラテスの「霊魂の世界」やプラトンの「イデア世界」の議論を考えてみてもすぐわかることである。論争には歴史がある。それを無視して、言葉尻をとらえるような議論をするから、稲村自身が思わぬ落とし穴に自ら落ち込んで、墓穴を掘ることになる。

たとえば、『自分で考えてみる哲学』という稲村にこそ読んで欲しいようなタイトルの本の中に次の言葉がある。

「中世の時代には、普遍概念——あるいは観念——について盛んに議論が戦わされた。そして、それらが実在の中に根を持つものなのかどうか、重大な疑問が投げかけられた。」(ウィルソン, 訳 p. 163)

この例からもわかるように、観念についての論争は、「それが実在の中に根を持つものなのかどうか」をめぐる議論されてきたのである。観念が存在するという立場が「実在論(実念論)」であり、名前としてのみ実在するというのが「唯名論」である。これは、会社というものの「実在性」における議論と同根である。「会社なるもの」が実在するのかもしれないのか、実在するとしても、実体として存在するのか、あるいは名前としてのみ存在するのか。

稲村は「会社そのもの」の存在を自ら深く考えることなく、「会社は資本結合によってより大きな利潤追求を目指す社会的関係として実在していることには何の疑問もない」(p. 50)などと表現して、「会社そのもの」を理解したような気になっている。ここには「会社そのもの」

という存在についての深い考察が欠落している。「会社そのもの」が「実在の中に根を持つかどうか」という法人論争の本質的な問題意識を理解することなく、稲村はナイーブにも「会社そのもの」があるのは当たり前と信じ込んで、自分が「会社そのもの」とは別のもので「会社」を捉えているという事実すら気づいていない。

稲村は、観念世界の存在論争の意味を深く考えることなく、『『在るから感じる』のではなく『感じるから在る』という見方をする観念論の立場を主張すること自体は、信条の問題として論者の自由に属する」(p. 54)などという理解でお茶を濁している。観念の存在論争は稲村の言うような「感じるから在る」というような素朴観念論の論争で終わりとなるレベルの論争ではない。

稲村は、観念世界の实在性とはどのようなものなのかという議論を自らの頭で考えることなく、「経済学や経営学は自然科学ではないとはいえ、アダム・スミスやテイラー以来、『幽霊の正体見たり枯れ尾花』の幽霊ではなく正体をこそ実証主義的に研究することのうちに、自らを揺るぎない科学分野として確立する原動力を得てきた」(p. 54)と大見得を切って見せる。

「幽霊の正体見たり枯れ尾花」を観念世界の存在の例として引き合いに出したのは、誤解をまねいたと私自身も反省している。わたくしの観念世界の实在性の証明は「主体が感じるからある」という素朴な観念実在論を主張するものではない。間主観的に成立している一つの観念世界があり、それが制度設計にそって行われる社会的行為により、その観念世界を裏づけるとき、そこに成立している社会的関係はそのような観念世界の「社会的实在性」を裏づけていると考えられると言いたかったのである。個人の観念世界のみの問題なら、「幻覚」を「事実」と誤解しているとも言える。それゆえ素朴な観念実在論は問題があるとされる。しかし、わたくしがここで観念世界が「社会的实在」となりうると主張するロジックは、特定の観念により設計された制度的枠組みが間主観的に成立しており、人々はその制度的な枠組みに沿って、またそれ

らに規制されながら自分たちの具体的な社会的行為を方向付け、その観念世界の枠組みに沿って行為を意味づけているならば、そのような観念世界は「社会的実在」として存在しているということなのである。

稲村は言う。

「ここには、実体をモノという物理的存在のみに還元したり、社会的関係は物理的なモノではないから観念的存在であると見なしたりする根本的に誤った考え方が含まれている。」(pp. 51-52)

わたくしは、「社会的関係がモノではなく観念的なものであるにもかかわらず実在するのは、それが人々の行為を引き出す可能性においてである」(2005, p. 60)と表現している。確かに、「社会的関係」を「観念的なもの」と表現したのは適切ではなかった。しかし、わたくしが言いたかったことは、社会的関係はモノのように目には見えないけれど、「社会的実在」として存在しているということである。そして社会的関係はモノのように目に見えず捉え所がないけれども、それは人々の具体的な行為を通じて形成されるという立場に立つのである。わたくしは、団体の概念が観念的な概念構成体だと言っているのであり、団体をめぐって展開される社会的関係を観念だと考えてはいない。社会的関係は社会的行為により形成され、社会的行為はまさに実在なのである。特定の社会的関係を形成するような特定の社会的行為が存在することをもって、「団体なるもの」の実在性が確保されていると主張しているのである。

たとえば、国家とは何かという難しい問いかけがある。近代国家は比較的新しい概念である。ウェーバーは国家という存在について、国家は「実体」概念で捉えられないが、「実在」であるという。ウェーバーは次のように指摘する。

「社会的関係は——『国家』『教会』『組合』『婚姻』等々のいわゆる『社会成体』の場合においても——もっぱらその意味内容において一定の仕方でも相互に志向し合った行為が、起こった、あるいは起こっている、あるいは起こるで

あろう、というチャンスの中にあり、またそこにだけある。このことは、これら概念の『実体的』把握を避けるために、常に銘記しておかなくてはならないことである。例えば、『国家』は、社会学的にみると、有意味的に方向付けられた一定の種類 of 社会的行為がおこなわれる、というチャンスが消滅するやいなや、『存在する』ことをやめるのである」(Weber, 訳 p. 42)。

国家は目で見えるものではなく触れることもできないと言う意味で「実体」概念では捉えられない。しかしながら、人々の行為を規制するという意味で社会的に「実在」であるというのである。そして、そのような「社会的実在性」は国家体制を支える人々の具体的な行為とそのような行為の可能性が作る社会的関係として表現されているというのである。わたくしは、国家や株式会社を団体という概念で捉え、その実在性の証明はウェーバーにならって人々の社会的行為の可能性に求めると言っているのである。

また稲村に批判された「幽霊の正体みたり枯れ尾花」の例をもう少し適切なものの変えれば、たとえば平安時代における「悪霊」というような観念を挙げうるのではないかと思う。京都の町が悪霊の進入を防ぐという観点で都市設計されていたという話がある。そのような悪霊観は都市設計から人々の日常生活全般に影響を及し、中世の人々の社会的行為を規制していたという意味で、「悪霊」の存在は中世の人びとにとっての「社会的事実」と言える。これは稲村のいうように自然科学の見方からすれば証明不能の迷信の世界であり、ウェーバーの用語で言えば「呪術からの解放」以前の囚われた精神であることは確かである。しかし、社会科学は人々の行為の意味を解釈し、行為を説明するものである。

わたくしがここで主張しようとするのは、団体としての株式会社は観念的な構築物であり、概念構成体として設計される人工物であるということである。それは、その存在を支える人々の行為により支えられて、団体としての主体性および全体性をもった「社会的実在」となっているということなのである。わたくしが株式会社

を「社会的実在」だと考えているのは、法が会社の制度的要件を保障しているというばかりではなく、株式会社という概念構成体の成立論理にしたがって、すなわち団体としての理念・理想・目的の観点で団体構成員の活動を統制しているからである。そして、団体維持と団体目的の達成のために、団体的な規律・規範の下で組織的活動に従事する人々がいるということであり、このような社会的行為の存在はまごうことなき「社会的実在」だといっているのである。

組織人格にもとづく社会的行為の連鎖が職場での社会的関係を作り、その社会的関係が株式会社という観念を支えるというその構図のなかに、株式会社という団体の「社会的実在性」を見ているのである。そして、株式会社に対して「実在感」という言葉をあえて使ったのは、この団体なる存在が人々の行為の可能性に依存しているからである。団体はもともと概念構成体であり、一つの観念なのであるから、そのような観念にそった制度的な枠組みを維持する組織的行為を引き出せる限りで団体秩序が維持されるわけである。しかし逆に、団体秩序に違反する行為や逸脱した行為を皆が始めれば、その団体を支える制度的枠組みが揺らいでいるということになり、団体としての「実在感」も薄れていくということを言いたかったのである。要するに、概念構成体としての団体は物理的に不変の確固とした存在ではなく、日々の人々の行為の可能性に左右されるような脆弱な基盤の上に成立するものであるということを表現するためだったのである。

IV おわりに

結論として、稲村は以下のように議論をまとめる。

「法人が擬制であることは、『議論の余地のない事実』であるとしながら、擬制だからといって実在しないと考えるのは間違いではないかというのが、出発点における問題提起であった。結果的には、この問題提起の下に法人という名をもった団体・会社の存在証明——本来おこな

うまでもない証明——が観念的見地からなされただけで、意思と権利能力をもった法人人格が実在するという証明はどこにも見出しえなかった。法人は擬制であるが実在すると唱える言説の虚構性が明らかになった」（稲村 2007b, pp. 54-55）。

稲村は、ここでも団体・会社の存在証明を「本来おこなうまでもない証明」だと主張して、会社の存在を当然視する一方で、会社とは別に法人なる存在を想定する議論を繰り返している。団体・会社の存在証明が、稲村が言うように「本来行うまでもない証明」なら、なぜ法人論争が延々と続いており、いまだに決着が着かないかが説明できなくなる。要するに、稲村が法人論争の問題意識を完全に誤解しているというのは、この『団体・会社の存在証明』を『本来おこなうまでもない証明』などと発言をしていることから明らかなのである。これは、法人論争そのものの意義を否定する発言であるということにすら稲村は気づいていないのである。そのような誤解にもとづいて、「会社なるもの」とは別の「意思と権利能力をもった法人人格が実在するという証明」（p. 55）をしてみろなどという元々ありもしない「兎角亀毛」の論争をでっち上げて、論争に勝ったと考えているのである。

法人論争は会社というものが、どのような存在様式を取りうると考えるかの論争であり、会社=法人でしかありえず、「会社という存在」とは別に「法人という存在」があるなどという議論ではない。法人論争は、法人格を与えられた「会社」なるものが、そもそもどのようなものとしてあるのかという議論である。このような議論の本質を理解せずに、会社の存在は当たり前だから、あるとかなないとかの議論は当然法人について言うのだろうと稲村が発想したとすれば、何をか言わんやである。

稲村は、自ら法人論争の意味を取り違え、「会社そのもの」と「法人そのもの」を別の存在として取り上げ、「会社」という存在と切り離しては意味を持たない「法人」の存在証明問題などという擬似命題を作り上げて「兎角亀毛」

の世界に迷い込んでいる。問題とすべきは、稲村が法人論争の意味を誤解し、わたくしの主張を自分勝手に解釈し、批判するにいたっているということである。稲村がわたくしを打つために振り下ろした批判のムチが、打つべき対象を見失って稲村自身を激しく打つことになる。

注

- 1 「亀毛兎角（きもう・とかく）」ともいう。広辞苑には、「亀の毛や兎の角は実在しないことから、非実在をたとえたもの。兎角亀毛、また単に、亀毛、兎角ともいう」とある。

参考文献

- 中條秀治, 2005, 『株式会社新論 — コーポレート・ガバナンス序説 —』, 文眞堂
- 中條秀治, 1999, 『組織の概念』, 文眞堂
- 遠田新一, 1984, 『代理法理論の研究』, 有斐閣
- 福地俊夫, 1998, 『法人法の理論』, 信山社出版
- 稲村 毅, 2007a, 「株式会社の組織性と法人性 — 中條秀治「株式会社新論」批判 — (上)」, 『神戸学院大学経営論集』, 第3巻, 第1号
- 稲村 毅, 2007b, 「株式会社の組織性と法人性 — 中條秀治「株式会社新論」批判 — (下)」, 『神戸学院大学経営論集』, 第3巻, 第2号
- 稲村 毅, 2002, 「バーナードの組織概念を巡る一考察」, 『関西大学商学論集』, 第47巻, 第2・3号
- 稲村 毅, 1987, 「経営者支配論批判の基本視角 — 「会社自体」論批判 —」, 『大阪市立大学経営研究』, 第37巻, 第5・6号
- 岩井克人, 2005, 『会社はだれのものか』, 平凡社
- 川島武宜, 1982a, 「営団の性格について」, 『川島著作集 第六巻』, 岩波書店
- 川島武宜, 1982b, 「民法における『人』の権利能力」, 『川島著作集 第六巻』, 岩波書店
- 川島武宜, 1982c, 「企業の法人格」, 『川島著作集 第六巻』, 岩波書店
- 川島武宜, 1982d, 「法人の代理と代表」, 『川島著作集 第六巻』, 岩波書店
- 川島武宜, 1982e, 「法的構成としての『法人』」, 『川島著作集 第六巻』, 岩波書店
- 倉沢康一郎ほか編, 1982, 『考える会社法』, 弘文同
- 岸田雅雄, 1991, 『ゼミナール会社法入門』, 日本経済新聞社
- 喜多川篤典, 1966, 『株式会社の法理』, 中央経済社
- メイトランド, F.W., 1995, 『団体法論序説』, 森泉 章監訳, 日本評論社
- 森泉 章, 2004, 『新・法人法入門』, 有斐閣
- 奥村 宏, 2006, 『株式会社に社会的責任はあるか』, 岩波書店
- 大隈健一郎, 1987, 『新版 株式会社法変遷論』, 有斐閣
- 大隈健一郎, 1983, 『会社法の諸問題 (新版)』, 有斐閣
- 高島正夫, 1981, 『会社法の諸問題 (増補版)』, 慶應通信
- Weber, M., 1922, *Soziologische Grundbegriffe*. (阿閉吉男・内藤莞爾訳, 『社会学の基礎概念』, 角川文庫, 1953)
- Wilson, Brendan, 2004, *Simply Philosophy*, Edinburgh University Press, (山本史郎訳, 『自分で考えてみる哲学』, 東京大学出版, 2004)